

発表項目 (行事名)	令和5年度留萌地域海岸漂着物対策推進協議会について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>標記協議会は、留萌地域における海岸の良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の処理とその発生抑制を図るための情報共有・連絡調整を目的として、平成28年(2016年)5月に設置されました。 このたび、本年度の協議会を次のとおり開催しますのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和5年11月30日(木) 午後1時30分～午後3時</p> <p>2 場所 留萌合同庁舎(留萌市住之江町2-1-2) 2階講堂及びオンライン(Zoom)</p> <p>3 議事内容 (1) 海岸漂着物対策に係る情報共有 ア 令和4年度海岸漂着物回収・処理実績について イ 海岸漂着物に係る補助制度概要について ウ 北海道における発生抑制対策について エ 留萌振興局における海の漂着物展について オ その他 (2) 海岸漂着物の現状と対策について 講師：日本エヌ・ユー・エス株式会社 コンサルタント 内田 啓太氏</p> <p>4 その他 (1) 協議会の設置要綱及び構成機関は別紙を参照願います。 (2) 協議会は傍聴可能です。会場傍聴及びZoom傍聴の場合は電子メール「rumoi.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp」にて、氏名と所属を連絡願います。 なお、申込は11月27日(月)までをお願いします。</p>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い	留萌地域の海岸環境保全に向けた会議となりますので、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当(連絡先)	留萌振興局保健環境部環境生活課 課長 溝口 敬広 電話 ダイヤルイン 0164-42-8429 (内線2950) 留萌振興局保健環境部環境生活課 地域環境係長 江崎 逸人 電話 ダイヤルイン 0164-42-8432 (内線2971)		

留萌地域海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この協議会は、留萌地域における海岸の良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の処理とその発生抑制を図るための情報共有、連絡調整を行うことを目的とした連絡調整会議として設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、留萌地域海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に定める構成機関をもって構成する。

(議題)

第4条 協議会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること
- (2) 海岸漂着物対策に係る普及啓発に関すること
- (3) 海岸漂着物対策の推進に関する情報共有、連絡調整
- (4) その他海岸漂着物等の対策に関すること

(会議の開催)

第5条 協議会に座長を置き、留萌振興局保健環境部くらし・子育て担当部長をもってあてる。

- 2 協議会は、座長が招集するものとする。
- 3 協議会は、必要に応じて、構成機関以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、留萌振興局保健環境部環境生活課に事務局を置く。

(見直し期限)

第7条 本会議は、平成28年5月18日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附則

この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

別表1 (留萌地域海岸漂着物対策推進協議会 構成機関)

機関名	役職名	備考
留萌市	環境保全課長	
増毛町	町民課長	
小平町	生活環境課長	
苫前町	住民生活課長	
羽幌町	町民課長	
初山別村	住民課長	
遠別町	住民課長	
天塩町	住民課長	
稚内海上保安部	警備救難課長	
留萌海上保安部	警備救難課長	
(公社)北海道産業資源循環協会 留萌支部	支部長	
留萌管内漁業協同組合専務参事会	会長	
北海道開発局 留萌開発建設部	公物管理課長	
	技術管理課長	
北海道留萌振興局 建設管理部	維持管理課長	
	治水課長	
北海道留萌振興局 産業振興部	農村振興課長	
	水産課長	
北海道留萌振興局 保健環境部	くらし・子育て担当部長	座長
	環境生活課長	事務局